大牟田市延命配水池更新工事要求水準書（案）について、以下のとおり修正します。

要求水準書(案)に関する変更箇所新旧対照表

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
1	1　総則 （1）要求水準書の位置付け	なお、本書は本事業の目的及び基本的な要求事項について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な施設・設備、工事又は業務等については、本書に明記されていない事項であっても、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の責任において、完備又は遂行するものとする。	なお、本書は本事業の目的達成に必要な基本的要求事項について定めるものであり、本事業の施設・設備、工事又は業務等については、本書に明記されていない事項であっても、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の責任において、完備又は遂行するものとする。	
1	1　総則 （3）用語の定義	①　「本施設」とは、延命配水池のことをいう。 ②　「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。	①　「本施設」とは、延命配水池（本新設配水池及び本復旧敷地等を含む）をいう。 ②　「本新設配水池」とは、本施設のうち、本新設工事により建設する配水池本体及びこれに附帯する配管等の設備をいう。 ③　「本復旧敷地等」とは、本施設のうち、仮設道路（樹木移設、電柱移設含む）及び本撤去等工事により既存配水池を撤去した後に整備復旧工事をする延命公園内の敷地、道路その他設備をいう。 ④　「本工事」とは、本施設の建設工事に関する設計図書に従った本施設の建設工事その他入札説明書等及び事業者提案に基づく一切の業務をいい、「２　一般事項」に記載する本施設の建設業務及びその他関連する業務によるものとする。 ⑤　「本新設工事」とは、本工事のうち、本新設配水池の建設工事をいい、「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「配水池工事」及び「配管工事」に記載する建設業務並びに同区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）に係る建設業務をいう。 ⑥　「本撤去等工事」とは、本工事のうち、既存配水池の撤去工事及び撤去工事後の延命公園内整備復旧工事等をいい、「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）以外の建設業務をいう。 ⑦　「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
3	１　総則 （３）用語の定義	⑪　「施工管理」とは、建設業法第２６条に定義される業務で、工事が実施設計図書どおりに契約工期内に完成できるように、事業者が作業の進捗、予算、工程、資材及び安全面等から管理することをいう。	⑯　「施工管理」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に定義される業務で、工事が実施設計図書どおりに事業期間内に完成できるように、事業者が作業の進捗、予算、工程、資材及び安全面等から管理することをいう。	
3	２（２）施設の概要	本施設の概要を表２．１に示す。	本新設配水池の概要を表２－１「本新設配水池（附帯する配管設備を除く）」に示す。	
3	２（２）施設の概要	表２．１　本施設の概要	表２－１　本新設配水池（附帯する配管設備を除く）の概要	
3	２（２）施設の概要 表２．１	－	・表中の語句を修正	
3	２（２）施設の概要	また、本事業に関する資料を表２．２に示す。	また、位置図等を表２－２「別紙資料一覧」に示す。	
3	２（２）施設の概要 表２．２	－	・表中の図面名称を修正	
3	２（２）施設の概要 表２．３	－	・表中の語句を修正	
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のア（ア）	設計及び工事に関する業務	設計及び建設業務	
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のア（ア）ｂ	本施設の建設に必要な許認可及び各種申請等の手続（公園管理者等の手続含む。）	本施設の建設に必要な許認可及び各種申請等の手続（公園管理者等の手続を含む。）	
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のア（イ）	その他業務	その他関連する業務	
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のイ（ア）及び（イ）	（ア）事前調査に関する業務 ａ 測量調査、地質調査、埋設物調査及び家屋調査等 （イ）実施設計業務 ａ 本事業全体に係る実施設計 ｂ 本施設等の建設に必要な許認可及び各種申請等の資料作成 ｃ 各種計画書及び工程表の作成	（ア）設計業務 ａ 測量調査、地質調査、埋設物調査及び家屋調査等 ｂ 本事業全体に係る実施設計 ｃ 本施設の建設に必要な許認可及び各種申請等の資料作成関係者との協議 ｄ 各種計画書及び工程表の作成 ｅ 関係者との協議	
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のイ（ウ）	（ウ）本施設等の建設に関する業務	（イ）建設業務	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
5	２（３）業務の概要 ②業務範囲のイ（エ）及び（オ）	（エ）その他業務 ａ 周辺影響調査（騒音、振動、臭気等） ｂ 工事内容に関する近隣対策・苦情対応 ｃ 本事業に係る交付金申請等の資料作成 ｄ 会計検査対応への支援 ｅ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務 （オ）各種申請図書作成	（ウ）その他関連する業務 ａ 周辺影響調査（騒音、振動、臭気等） ｂ 工事内容に関する近隣対策・苦情対応 ｃ 本事業に係る交付金申請等の資料作成 ｄ 会計検査対応への支援 ｅ 本新設配水池の運転管理方法の説明等 ｆ その他上記業務を実行する上で必要な関連業務	
6	２（４）事業期間	今回工事の事業期間は、次のとおりである。 契約締結日の翌日から平成３５年３月３１日まで	本事業の事業期間は、本市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約締結日の翌日から平成３５年３月３１日までとする。	
7	３（１）①本施設の立地条件	本施設の計画地は、延命公園内であり、大牟田市動物園や大牟田市民体育館、延命球場、延命プール、記念グラウンドが隣接している。 本施設は、延命公園との調和を考慮した配置及び維持管理の動線を考慮した施設計画が必要である。	本施設の計画地は、延命公園内であり、大牟田市動物園、大牟田市民体育館、延命球場、延命プール及び記念グラウンドが隣接している。 本施設は、延命公園との調和を考慮した配置及び維持管理の動線を踏まえた施設計画が必要である。	
7	３（１）②計画地の基本条件	②　計画地の基本条件 本施設における敷地条件を表３．１に示す。	②　計画地の敷地条件 本施設における敷地条件を表３－１「本施設の敷地条件」に示す。	
7	３（１）②計画地の基本条件 表３．１	－	・表中の語句を修正	
7	３（２）関係法令及び基準・仕様等	（２）関係法令及び基準・仕様等 本事業の実施に当たり、関係する法令、要領・基準、関係仕様書等の最新版について、遵守又は準拠すること。	（２）関係法令等及び基準・仕様等 本事業の実施に当たり、関係する法令等、要領・基準、関係仕様書等の最新版について、遵守又は準拠すること。	
7	３（２）②基準、仕様等	② 基準、仕様等	② 要領・基準、関係仕様書等	
12	３（３）③工事の開始	ア　事業者は、契約締結後、本事業の実施設計を行い、本市の承諾を得て、本事業の施工に着手すること。 イ　事業者は、工事関係書類提出一覧表(本市ホームページ参照)及びその他の関係図書に従い、所定の書類を所定の時期に本市に提出し、その確認を受けること。	ア　事業者は、実施設計後、本市の承諾を得て、本事業の施工に着手すること。 イ　事業者は、工事関係提出書類一覧表（本市ホームページ参照）及びその他の関係図書に従い、書類を作成し所定の時期に本市に提出し、その確認を受けること。	
12	３（３）④工事期間中のユーティリティ条件	工事期間中に必要な電力及び水は、事業者の責任において調達し、その費用を負担すること。	工事期間中に必要な電力及び水等については、事業者の責任において調達し、その費用を負担すること。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
12	３（３）⑥施工前の許認可	本施設の施工に当たって、事業者が必要とする許認可等については、事業者の責任と負担において行うこと。また、本市が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成及び手続き等について事業工程に支障が無いよう実施及び協力するものとし、その費用を負担すること。	本施設の施工に当たって、事業者が必要とする許認可等については、事業者の責任と負担において行うこと。また、本市が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成及び手続き等について事業工程に支障がないよう実施及び協力するものとし、その費用を負担すること。	
12	３（３）⑦環境保全	事業者は、建設工事の実施に当たり、循環型社会システムの構築の必要性を考え、「循環型社会形成推進基本法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」における基本的な考え方を原則として、環境保全対策を講ずること。	事業者は、建設工事の実施に当たり、循環型社会システムの構築の必要性を考え、「循環型社会形成推進基本法（平成１２年６月２日法律第１１０号）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成１２年５月３１日法律第１０４号）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成１２年５月３１日法律第１００号）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成３年４月２６日法律第４８号）」における基本的な考え方を原則として、環境保全対策を講ずること。	
13	３（３）⑧工程管理及び施工管理のア	事業者は、本市が発注したその他の工事（送水管布設工事及び配水本管布設工事）との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。また、本市が行う工事監督に協力すること。	事業者は、本市が発注した関連工事（送水管布設工事及び配水本管布設工事等）との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。また、本市が行う工事監督に協力すること。	
13	３（３）⑧工程管理及び施工管理のイ	事業者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について本市に毎月報告すること。当該報告を踏まえ、本市が行う進捗状況の確認に協力すること。事業者はいかなる理由を問わず、事業工程の遅れが明らかとなるか、又は遅延の恐れが明らかとなったときは、その旨を速やかに本市に報告すること。	事業者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について本市に毎月報告すること。当該報告を踏まえ、本市が行う進捗状況の確認に協力すること。事業者はいかなる理由を問わず、事業工程の遅れが明らかとなるか、又は遅延のおそれが明らかとなったときは、その旨を速やかに本市に報告すること。	
15	４（１）	① 本施設の特性	① 本新設配水池の特性	
15	４（１）①本新設配水池の特性	本施設の計画地は延命公園内であり、一般市民が多く出入りする状況である。また、大牟田市動物園や大牟田市体育館、延命球場、延命プール、記念グラウンドが隣接している。	本新設配水池の計画地は延命公園内であり、一般市民が多く出入りする状況である。また、大牟田市動物園や大牟田市体育館、延命球場、延命プール、記念グラウンドが隣接している。	
15	４（１）③省エネルギー化	本施設として必要な機能を満足した上で、出来る限りの省エネルギー化（電力、燃料等）を図ること。	本新設配水池として必要な機能を満足した上で、出来る限りの省エネルギー化（電力、燃料等）を図ること。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
15	４（１）④品質	本施設の建設に用いる製品及び材料は、全て新品とすること。ただし、アスファルト、砕石、埋戻土については、再生材の利用促進を図ること。	本新設配水池の建設や公園内整備に用いる製品及び材料は、全て新品とすることとし、管材や弁などの水道資材については、日本水道協会の規格品を使用すること。ただし、アスファルト、砕石、埋戻土については、再生材の利用促進を図ること。	
15	４（１）⑤地震及び風水害に対する安全性の確保のア	本施設	本新設配水池	
15	４（１）⑤地震及び風水害に対する安全性の確保のイ	本施設の耐震性能は、表４．１に示すとおり、	本新設配水池の耐震性能は、表４－１「要求する耐震性能」に示すとおり、	
16	４（１）⑤地震及び風水害に対する安全性の確保のイ 表４．１	－	・表中の語句を修正	
15	４（１）⑤地震及び風水害に対する安全性の確保のウ	本施設	本新設配水池	
16	４（２）①一般事項のア	工事において支障となる樹木の伐採、支障物の移動等の必要が生じた場合は、本市と協議の上、対応すること。	工事において支障となる樹木の伐採、支障物の移動等の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、対応すること。	
16	４（２）②事前調査のア	本市が実施している事前の測量調査に関する資料は本書の別紙５－１～４に示し、土質調査に関する資料は別紙５－５～７に示す。事業者は、本市が実施している調査以外に必要と考える調査については、本市と協議の上、実施すること。	本市が実施している事前の測量調査に関する資料は本書の別紙５－１「測量位置図・土質ボーリング調査位置図」、別紙５－２「測量図面（平面図）」、別紙５－３「測量図面（縦断図）」、別紙５－４「測量図面（横断図）」、土質調査に関する資料は別紙５－５「土質ボーリング柱状図No.1」、別紙５－６「土質ボーリング柱状図No.2」、別紙５－７「土質ボーリング柱状図No.3」に示す。事業者は、本市が実施している調査以外に必要な調査については、本市と協議の上、実施すること。	
16	４（２）③配水池のウ	配水池のH.W.L.は＋55.50ｍ、L.W.L.は＋45.50ｍとする。	配水池の水位は、Ｈ.Ｗ.Ｌ.を＋５５．５０ｍ、Ｌ.Ｗ.Ｌ.を＋４５．５０ｍとする。	
16	４（２）③配水池のエ	既設配水池を運用しながらの工事とし、本施設完成後に切り替えを行うこと。	既設配水池は、断水ができないことから運用しながらの工事とし、本新設配水池完成後に切り替えを行うこと。	
17	４（２）③配水池のコ	本施設	本新設配水池	
17	４（２）③配水池のス	配水池には、電気室もしくはこれに相当するスペースを設けること。ただし、電気設備の更新や増設に配慮した広さとすること。	配水池には、電気室若しくはこれに相当するスペースを設けること。ただし、電気設備の更新や増設に配慮した広さとすること。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
17	４（２）③配水池のソ	配水池へは、避雷設備等を設けること。	配水池には、避雷設備等を設けること。	
17	４（２）④送水管のア	ありあけ浄水場から流入する送水管の口径はφ400mmとし、別紙４－１に示すＡ点で別途工事により布設した管φ400mmと接続すること。	ありあけ浄水場から流入する送水管の口径はΦ４００ｍｍとし、別紙４－１「全体配置計画図」に示すＡ点で別途工事により布設した管Φ４００ｍｍと接続すること。	
17	４（２）④送水管のイ	清里水源地から流入する送水管Φ５００ｍｍは、配水池の建設に支障の無い場所に布設替えを行い、配水池完成時には清里水源地からの流入が可能となるよう適切な工法により接続すること。（Ｂ点近傍に接続）	清里水源地から流入する送水管Φ５００ｍｍは、配水池の建設に支障のない場所に布設替えを行い、配水池完成時には清里水源地からの流入が可能となるよう適切な工法により接続すること。（Ｂ点近傍に接続）	
17	４（２） ④送水管	－	（エを追加） 清里水源地から流入する送水管Φ５００ｍｍは市と協議の上、断水することができるが、ありあけ浄水場から流入する既設送水管Φ５００ｍｍは断水することができない。	
17	４（２） ⑤配水管のア	配水管の口径はφ500mmとし、別紙４－１に示すＣ点で別途工事により布設した管φ400mmと接続し、Ｄ点の既設管φ500mmに不断水工法により接続すること。	配水管の口径はΦ５００ｍｍとし、別紙４－１「全体配置計画図」に示すＣ点まで施工すること。	
別紙	別紙４－１ 全体配置計画図	別途工事の配水管φ500との接続箇所Ｃ点を公園外の一般道路上に計画	Ｃ点を公園内に変更	
17	４（２） ⑥排水管のア	排水先は別紙４－１に示す。	排水先は別紙４－１「全体配置計画図」に示す。	
18	４（２） ⑦配水池廻り配管のア	池内流入部は、H.W.L.以上まで立ち上げること。	池内流入部は、表２－１「本新設配水池（附帯する配管設備を除く）」で示すH.W.L.以上まで立ち上げること。	
18	４（２） ⑦配水池廻り配管のウ	池内気相部、放流部等、露出部における管の腐食対策に留意すること。	池内気相部、放流部等、露出部における管は十分な強度を有し、腐食対策が施された管種を採用すること。	
18	４（２） ⑦配水池廻り配管のエ	配水池躯体と配管の接続部には、適切な可撓管を設けること。可撓管の材質は、ゴム製を除く任意とするが、接続管と材質が異なる場合には、異種金属接続による腐食対策を確実に実施すること。	配水池躯体と配管の接続部には、適切な可撓管を設けること。可撓管の材質は任意（ゴム製を除く）とするが、接続管と材質が異なる場合には、異種金属接続による腐食対策を確実に実施すること。	
18	４（２） ⑧応急給水施設のイ	応急給水施設への接続方法は、別紙４－１に示すＥ点の配水管にバタフライ弁を設け、その上流側より分岐し、地下式消火栓に接続すること。	応急給水施設への接続方法は、別紙４－１「全体配置計画図」に示すＥ点の配水管にバタフライ弁を設け、その上流側より分岐し、地下式消火栓に接続すること。	
18	４（２） ⑨仮設のア	仮設道路は、別紙４－２に示すとおり、東側から公園に侵入する園路を拡幅し、仮設道路とする。	仮設道路は、別紙４－２「工事用仮設道路計画平面図」に示すとおり、東側から公園に侵入する園路を拡幅し、仮設道路とする。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
18	４（２） ⑨仮設のエ	各構造物（ピット・配管・基礎等）の仮設矢板について、引き抜きの影響線が周辺家屋に及ぶ場合は、残置すること。	各構造物（ピット・配管・基礎等）の仮設矢板について、引き抜きの影響線が周辺家屋に及ぶ場合は、本市と協議のうえ、残置すること。	
18	４（２） ⑨仮設	－	（カを追加） 資機材運搬車や工事関係車両の進入路は、本事業で設置する仮設道路のみとする。ただし、配水管や応急給水施設への管等の施工において、仮設道路の使用が困難な場合は、公園内の園路を進入路として利用することについて、公園管理者の許可を得ること。	
18	４（２） ⑩既設配水池の撤去及び管内充填処理	本施設	本新設配水池	
19	４（２）⑩既設配水池の撤去及び管内充填処理のア	本新設配水池供用開始後、既設配水池は撤去すること。既設配水池の構造については別紙３に示す。	本新設配水池供用開始後、既設配水池は撤去すること。既設配水池の構造については別紙３－１「既設延命配水池竣工図（構造図）」、別紙３－２「既設延命配水池竣工図（平面図・断面図）」に示す。	
19	４（３）①システム構成のア	延命配水池の更新においても既設の監視装置を用いた監視が可能なシステムとすることを原則とする。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）の更新においても既設配水池の監視装置を用いた監視が可能なシステムとすることを原則とする。	
19	４（３）①システム構成のイ	延命配水池現地でも状態の確認が行える設備とすること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）でも状態の確認が行える設備とすること。	
19	４（３）②受電設備のア	延命配水池施設、公園施設は各々別受電とし引込み位置については電力会社と協議の上、決定すること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）、公園施設は各々別受電とし、引込み位置については本市、公園管理者、電力会社と協議の上、決定すること。	
19	４（３）②受電設備のイ	延命配水池施設、公園施設共に低圧単相三線式２００－１００Ｖもしくは単相二線式１００Ｖ、又は２００Ｖとした受電方式とすること。また、延命公園内における受電ケーブルは現況と同様に地下埋設とすること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）、公園施設共に低圧単相三線式２００－１００Ｖもしくは単相二線式１００Ｖ、又は２００Ｖとした受電方式とすること。また、延命公園内における受電ケーブルは現況と同様に地下埋設とすること。	
19	４（３）③計装設備のア	延命配水池には、配水池の状態や配水池から配水される水の水質を確認できる計装テレメータ盤等の盤を設けること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）の状態や配水される水の水質を確認できる計装テレメータ盤等を設けること。	
19	４（３）③計装設備のイ、ウ、エ	延命配水池	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
20	４（３）③計装設備のオ	配水池	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	
20	４（３）③計装設備のカ	延命配水池	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	
20	４（３）④監視設備のア	延命配水池更新後	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	
20	４（３）④監視設備のイ	延命配水池更新途中	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	
20	４（３）⑤防犯設備のア	延命配水池へ設置する防犯設備は、既設延命配水池の防犯設備と同等以上の機能及び信頼性を有したシステム構成とすること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）へ設置する防犯設備は、既設配水池の防犯設備と同等以上の機能及び信頼性を有したシステム構成とすること。	
20	４（３）⑤防犯設備のエ	配水池のＩＴＶカメラ台数や侵入検知エリア等の防犯設備の構成については、今回提案の配水池構造により決定すること。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）のＩＴＶカメラ台数や侵入検知エリア等の防犯設備の構成については、今回提案の配水池構造により決定すること。	
21	４（３）⑥緊急遮断弁のイ	配水池	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）	
21	４（３）⑦その他設備のウ	本施設の展望台エリアには、夜間の通行及び使用に支障が無いよう照明器具を設置すること。なお、照明器具はＬＥＤ照明を原則とする。	本新設配水池（附帯する配管設備を除く）に設置する展望施設には、夜間の通行及び使用に支障がないよう照明器具を設置すること。なお、照明器具はＬＥＤ照明とする。	
21	４（３）⑦その他設備のエ	本施設の展望台等、配水池への設置となる屋外灯は配水池受電区分からの配電とするが、公園内の屋外灯等の公園内施設に属する施設への配電は公園受電区分からとすること。	本新設配水池の展望台等、本新設配水池（附帯する配管設備を除く）への設置となる屋外灯は本新設配水池（附帯する配管設備を除く）側の受電設備からの配電とするが、公園内の屋外灯等の公園内施設に属する施設への配電は公園側の受電設備からとすること。	
21	４（３）⑦その他設備のオ	本施設の更新に伴い、公園施設の機能に影響あるものは本事業にて同等の機能を有するもので復旧すること。	工事において、支障となる設備の移動等の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、対応すること。	
22	４（４）①性能試験、試運転	本施設	本新設配水池又は本復旧敷地等	
22	４（４）②水張り試験	本施設	本新設配水池	
22	４（４）③立会検査	本施設	本新設配水池又は本復旧敷地等	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
22	４（５）運転管理のア	事業者は、本施設の引渡し時に、本市職員及び本市が委託する民間維持管理者が速やかに運転管理できるように、運転管理及び維持管理についてのマニュアルの作成及び教育を行うこと。	事業者は、本新設配水池の引渡し時に、本市職員及び本市がありあけ浄水場の維持管理業務を委託している者（有明ウォーターマネジメント株式会社）が速やかに運転管理できるように、運転管理及び維持管理についてのマニュアルの作成及び教育を行うこと。	

以上